

## 令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：函館市教育委員会

### 1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	89.6%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	75.3%
全職員	59.9%

### 2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

\* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

#### (1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	91.7%
本庁課長相当職	99.7%
本庁課長補佐相当職	96.7%
本庁係長相当職	90.4%

#### (2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	87.0%
31～35年	95.0%
26～30年	101.3%
21～25年	81.4%
16～20年	86.4%
11～15年	67.0%
6～10年	72.2%
1～5年	90.5%

#### 【説明欄】

- ・ 1.全職員に係る情報のうち「任期の定めのない常勤職員」については、給与水準が高い教員について、男性の人数割合が79%となっており、差異の要因の一つとなっている。
- ・ 「任期の定めのない常勤職員以外の職員」については、相対的に給与水準が高い再任用職員のうち男性の人数割合が92%を占め、相対的に給与水準が低い会計年度任用職員については、女性の人数割合が67%を占めていることが、差異の要因の一つとなっている。
- ・ 「全職員」については、「任期の定めのない常勤職員」のうち、女性の人数割合が28%であるのに対して、相対的に給与水準が低い「任期の定めのない常勤職員以外の職員」のうち、女性の人数割合が62%であることから、「全職員」で比較した場合、それぞれで比較した場合と比べ、差異が大きくなっている。

・ 2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数の 0 6～2 5 年については、扶養手当および寒冷地手当が、世帯主となっている男性に支給している場合が多く、差異の要因の一つとなっている。

0 6～1 0 年 扶養手当の総額に占める男性の割合は 9 8 %，

寒冷地手当の総額に占める男性の割合は 8 0 %

1 1～1 5 年 扶養手当の総額に占める男性の割合は 1 0 0 %，

寒冷地手当の総額に占める男性の割合は 5 5 %

1 6～2 0 年 扶養手当の総額に占める男性の割合は 1 0 0 %，

寒冷地手当の総額に占める男性の割合は 8 2 %

2 1～2 5 年 扶養手当の総額に占める男性の割合は 9 1 %，

寒冷地手当の総額に占める男性の割合は 8 5 %

・ 勤続年数 3 6 年以上については、管理職手当（初任給調整手当・地域手当）が、男性支給割合が高く、手当の総額に占める男性の割合は 8 6 % であり、差異の要因の一つとなっている。

\* 勤続年数は、採用年度を勤続年数 1 年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。